

仕 様 書

1. 件名

逆ジオコーディング用ソフトウェア

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）ゼロエミッション国際共同研究センターでは、電力データ活用支援等事業「電力×気象ビッグデータ連携によるカーボンニュートラル都市評価基盤モデルの構築」事業のもと、気象及び人々の行動と電力消費の関係を分析している。本事業では多様な地理的情報に基づいたデータ解析を実施しており、地理的な情報は地域メッシュ、緯度経度、郵便番号、住所といった形式が混在して解析対象や分析内容に応じた変換が必要となる。

3. ソフトウェアの概要

本ソフトウェアは、住所情報を入力して緯度経度を出力、緯度経度を入力として住所を出力として変換するソフトウェアである。本ソフトウェアにより、産総研が保有する多様な住所情報から緯度経度への変換、緯度経度から住所への変換、住所情報から郵便番号情報への変換を実施する。

本事業ではこれらを実施可能な、「住所正規化コンバータ リバース・ジオコーディング」を使用している。

住所等の地理情報は、頻繁に更新され、最新ものを必要とするため、ソフトウェアデータの更新を行う。

4. 品名・数量

(1) 住所正規化コンバータ リバース・ジオコーディング

・住所正規化コンバータ リバース・ジオコーディング 2025 年春版

・住所正規化コンバータ リバース・ジオコーディング 2025 年秋版

ライセンス数：1

5. ソフトウェアの機能仕様及び稼働環境

(1) 住所を入力した結果から、該当する住所の郵便番号、都道府県、市町村、町域、小字/丁目、番地、緯度、経度、住所コードを出力する機能を有すること。

(2) 郵便番号を入力した結果から、該当する郵便番号に対応した住所の都道府県、市町村、町域、緯度、経度、住所コードを出力する機能を有すること。

- (3) 入力に郵便番号を用いる場合は、事業所郵便番号にも対応すること。
- (4) 出力は統一された表記によって正規化された状態で出力されること。
- (5) 出力される正規化された住所は、都道府県、市町村、街区に対応する、カタカナ表記、英語表記も出力できること。
- (6) 入力する住所、郵便番号は、日本の住所表記、郵便番号表記に用いられる一般的な多様な形式に対応すること。(例：郵便番号として「305-8569」、住所として「つくば市小野川16丁目一番地」のような入力に対しても正規化された出力が行えること)。
- (7) 住所の入力に対する緯度経度出力(ジオコーディング)は、番地-号レベルで行われること。
- (8) 入力された値に対して正規化の適合度を示す度合いを示す値(ジオコーディングレベル)を出力すること。
- (9) 緯度経度を入力した場合、正規化された住所を出力する逆ジオコーディング機能を有すること。
- (10) 逆ジオコーディングは番地レベルまで対応すること。
- (11) 逆ジオコーディングは、街区・大字等の境界を示すポリゴンデータによって行われること。入力された緯度経度と近接する基準緯度経度の距離のみによって行う簡易な逆ジオコーディングはこれを認めない。
- (12) 動作環境として、Windows 11 Pro、Windows Server 2022 Standard、AlmaLinux のいずれかの環境で動作すること。
- (13) 1台のコンピュータにインストールして動作させることができること。
- (14) 処理はインストールされた1台のコンピュータ内で完結することとし、ジオコーディング、逆ジオコーディングの処理の都度、インターネット上のAPIを呼び出すことはこれを認めない。
- (15) ジオコーディング、逆ジオコーディングは定義されたAPI(定義情報があれば形式は任意)を通じて、外部プログラムから実行できること。
- (16) ジオコーディング、逆ジオコーディングに対応する住所情報、ポリゴン情報は2024年1月1日以降の可能な限り最新の情報に対応していること。

7. 特記事項

- (1) サプライチェーン・リスクに対応するため、別紙に記載する事項に従って契約を履行しなければならない。

8. 納入期限及び納入場所

納入期限：2025年12月26日

納入場所：茨城県つくば市小野川16-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所

9. 納入物品

(1) 逆ジオコーディング用ソフトウェア 一式

- ・住所正規化コンバータ リバース・ジオコーディング 2025 年春版
 - ・住所正規化コンバータ リバース・ジオコーディング 2025 年秋版
- * 受注者提供のストレージサービスによるダウンロード方式とする。

10. 納入の完了

「9. 納入物品」に記載の納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることの確認を行い、納入の完了とする。

11. 付帯事項

- (1) 受注者は、業務上知り得た一切を産総研の許可なく他に漏らしてはならない。また、他の目的に利用してはならない。
- (2) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者
と協議の上決定するものとする。

サプライチェーン・リスク対応に係る特記事項

1. サプライチェーン・リスクへの対応

受注者は、機器等の意図的な不正改造及び情報システム又はソフトウェアに不正なプログラムを埋め込むなど、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）の意図しない変更が加えられたときに生じ得る情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等の情報セキュリティ上のリスク（以下「サプライチェーン・リスク」という。）に対応するため、受注者は「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）に基づく対応を図らねばならない。

2. 意図しない変更に対する対策

- ①受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更を行ってはならない。
- ②受注者は、本業務の履行に際して、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他産総研担当者の意図しない変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- ③受注者は、本業務の履行に際して、情報の窃取等により研究所の業務を妨害しようとする第三者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（受注者がその存在を認知し、かつ、サプライチェーン・リスクが潜在すると知り、又は知り得るべきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによってサプライチェーン・リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

3. サプライチェーン・リスクにかかる調査の受入れ体制

- ①受注者は、本業務に産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときは、追跡調査や立入検査等、産総研と連携して原因を調査し、サプライチェーン・リスクを排除するための手順及び体制を整備し、当該手順及び体制を示した書面を産総研担当者に提出しなければならない。

4. サプライチェーン・リスクを低減するための対策

- ①受注者は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、本業務の設計、構築、運用・保守の各工程における不正行為の有無について定期的または必要に応じて監査を行う体制を整備するとともに、本業務により産総研に納入する納入物品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、受注者において適切に設定するものとする。

②機器の納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、4. ①の対応は不要。

5. 受注者の業務責任者等

①受注者は、本業務の履行に従事する業務責任者及び業務従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、本業務の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。)を必要最低限の範囲に限るものとする。

②機器納入であり、かつ、設計、構築、運用・保守の各工程が存在しない場合は、5. ①の対応は不要。

6. 再委託

6.1 本業務の第三者への委託の制限

受注者は、産総研の許可なく、本業務の一部又は全部を第三者(再委託先)に請け負わせてはならない。ただし、6.2に定める事項を遵守する場合はこの限りではない。

6.2 第三者への委託に係る要件

①受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託先の事業者名、住所、再委託対象とする業務の範囲、再委託する必要性について記載した承認申請書を、委託元である産総研に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。

②受注者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。

③受注者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持を含む。)及びガバナンス等に関して、本仕様書が定める受注者の責務を再委託先も負うよう、必要な処置を実施し、その内容について委託元である産総研の承認を得なければならない。

④受注者は、受注者がこの仕様書の定めを遵守するために必要な事項について本仕様書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

⑤受注者は、前号に掲げる情報の提供に加えて、再委託先において本委託事業に関わる要員の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍についての情報を委託元である産総研へ提出すること。

⑥受注者は、再委託先において、産総研の意図しない変更が加えられないための管理体制について委託元である産総研に報告し、許可又は確認(立入調査)を得ること。

7. その他

①提出された資料等により産総研担当者に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、調達担当者は受注者に是正を求めることがあり、受注者は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

②産総研は、受注者の責めに帰すべき事由により、本情報システムに産総研担当者の意図しない変更が行われるなど不正が見つかった場合は、契約条項に定める契約の解除及び違約金の規定を適用し、本業務契約の全部又は一部を解除することができる。